

澁川市合併ガイドブック



平成18年2月20日合併

澁川地区市町村合併協議会

合併後の住所

住所変更手続き

窓口の案内

届出と証明

税金

公金の納付

保険と年金

保育と教育

健康と福祉

暮らし

公共施設ガイド

本冊子の発行にあたって

平成18年2月20日に、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村の6市町村が合併し、「渋川市」が誕生します。本冊子は合併後の住所表示や合併に伴う住所変更手続き、その他暮らしに関係の深い情報を紹介しています。さらに詳しい内容は、合併後の「広報しぶかわ」や市役所ホームページで随時お知らせする予定です。

- ・本冊子に掲載した各項目の内容は、「渋川地区市町村合併協議会」の調整方針に基づき、平成17年12月1日現在で作成したものであり、法改正や条例制定等により変更する場合があります。また、概要をお知らせするものですので、詳細につきましては各担当課にお問い合わせください。
- ・合併後も本冊子を活用いただけるよう、6市町村の表記にあたっては、旧渋川市、旧伊香保町などと記載し、施設の名称や所在も合併後を中心とした表記にしております。

市章の紹介



「S」の文字と赤城山・榛名山・利根川などの地勢をモチーフに、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」と、未来を見つめ協調発展する姿を表現しています。中央の円はその活力、集中力を表すとともに、「日本のまんなかへそのまち」をも表しています。

756点の応募作品の中から、長野県上田市の三戸部謙吉さんのデザインが採用されました。

新市のプロフィール

| 区 分 | 人 口（構成比） | 世帯数（構成比） | 面 積（構成比） |
|---------|---------------|----------------|------------------------------|
| 渋 川 市 | 88,391人(100%) | 30,134世帯(100%) | 240.42km ² (100%) |
| 旧 渋 川 市 | 47,888人(54%) | 17,676世帯(59%) | 51.59km ² (21%) |
| 旧伊香保町 | 3,754人(4%) | 1,658世帯(5%) | 22.32km ² (9%) |
| 旧小野上村 | 2,119人(2%) | 594世帯(2%) | 28.36km ² (12%) |
| 旧子持村 | 12,205人(14%) | 3,723世帯(12%) | 40.97km ² (17%) |
| 旧赤城村 | 12,309人(14%) | 3,576世帯(12%) | 78.29km ² (33%) |
| 旧北橘村 | 10,116人(12%) | 2,907世帯(10%) | 18.89km ² (8%) |

人口と世帯数は、平成17年12月1日住民基本台帳から（外国人を含む）

1 合併後の住所

平成18年2月20日から住所表示が次のとおり変わります。番地の変更はありません。
なお、旧渋川市の内、大字名称のある区域の住所表示は変わりません。

| 旧市町村名 | 合併後の住所表示 |
|-------|---|
| 渋川市 | <p>大字の名称の無い区域は、「渋川」が加わります。</p> <p>例 渋川市 番地 渋川市渋川 番地</p> <p>次の区域は合併前と変わりません。</p> <p>阿久津、金井、南牧、川島、祖母島、有馬、八木原、半田、行幸田、石原、中村</p> |
| 伊香保町 | <p>「北群馬郡伊香保町大字」が「渋川市伊香保町」に変わります。</p> <p>例 北群馬郡伊香保町大字伊香保 番地 渋川市伊香保町伊香保 番地</p> |
| 小野上村 | <p>「北群馬郡小野上村大字」が「渋川市」に変わります。</p> <p>例 北群馬郡小野上村大字小野子 番地 渋川市小野子 番地</p> |
| 子持村 | <p>「北群馬郡子持村大字」が「渋川市」に変わります。</p> <p>例 北群馬郡子持村大字上白井 番地 渋川市上白井 番地</p> |
| 赤城村 | <p>「勢多郡赤城村大字」が「渋川市赤城町」に変わります。</p> <p>例 勢多郡赤城村大字津久田 番地 渋川市赤城町津久田 番地</p> |
| 北橋村 | <p>「勢多郡北橋村大字」が「渋川市北橋町」に変わります。</p> <p>例 勢多郡北橋村大字八崎 番地 渋川市北橋町八崎 番地</p> |

旧渋川市の内、東部土地区画整理事業の区域内は換地処分により、平成18年2月20日から住所の番地が変更される予定です。

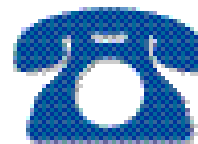
郵便番号は？



渋川市渋川の区域以外は
変わりません

渋川市渋川の新しい郵便番号は、
今後郵便局から発表されます。

電話番号は？



新市になっても
電話番号は変わりません

住所表示の新旧対照

| 合併前 | | 合併後 | | | |
|-------|---------|----------|---------|----------|----------|
| 市町村名 | 大字名 | 新市名 | 新大字名等 | よみかた | |
| 渋川市 | | 渋川市 | 渋川 | しぶかわ | |
| | 阿久津 | | 阿久津 | あくつ | |
| | 金井 | | 金井 | かない | |
| | 南牧 | | 南牧 | なんもく | |
| | 川島 | | 川島 | かわしま | |
| | 祖母島 | | 祖母島 | うばしま | |
| | 有馬 | | 有馬 | ありま | |
| | 八木原 | | 八木原 | やぎはら | |
| | 半田 | | 半田 | はんだ | |
| | 行幸田 | | 行幸田 | みゆきだ | |
| | 石原 | | 石原 | いしはら | |
| | 中村 | | 中村 | なかむら | |
| | 伊香保町 | | 大字伊香保 | 伊香保町伊香保 | いかほまち |
| 大字水沢 | | 伊香保町水沢 | いかほまち | みずさわ | |
| 大字湯中子 | | 伊香保町湯中子 | いかほまち | ゆなかご | |
| 小野上村 | 大字小野子 | 小野子 | おのこ | | |
| | 大字村上 | 村上 | むらかみ | | |
| 子持村 | 大字上白井 | 上白井 | かみしろい | | |
| | 大字中郷 | 中郷 | なかごう | | |
| | 大字横堀 | 横堀 | よこぼり | | |
| | 大字北牧 | 北牧 | きたもく | | |
| | 大字吹屋 | 吹屋 | ふきや | | |
| | 大字白井 | 白井 | しろい | | |
| 赤城村 | 大字津久田 | 赤城町津久田 | あかぎまち | つくだ | |
| | 大字敷島 | 赤城町敷島 | あかぎまち | しきしま | |
| | 大字長井小川田 | 赤城町長井小川田 | あかぎまち | ながいおがわだ | |
| | 大字深山 | 赤城町深山 | あかぎまち | みやま | |
| | 大字棚下 | 赤城町棚下 | あかぎまち | たなした | |
| | 大字持柏木 | 赤城町持柏木 | あかぎまち | もちかしわぎ | |
| | 大字溝呂木 | 赤城町溝呂木 | あかぎまち | みぞろき | |
| | 大字北上野 | 赤城町北上野 | あかぎまち | きたうえの | |
| | 大字勝保沢 | 赤城町勝保沢 | あかぎまち | かつぼざわ | |
| | 大字見立 | 赤城町見立 | あかぎまち | みたち | |
| | 大字滝沢 | 赤城町滝沢 | あかぎまち | たきざわ | |
| | 大字上三原田 | 赤城町上三原田 | あかぎまち | かみみはらだ | |
| | 大字三原田 | 赤城町三原田 | あかぎまち | みはらだ | |
| | 大字樽 | 赤城町樽 | あかぎまち | たる | |
| | 大字宮田 | 赤城町宮田 | あかぎまち | みやだ | |
| | 大字栄 | 赤城町栄 | あかぎまち | さかえ | |
| | 大字北赤城山 | 赤城町北赤城山 | あかぎまち | きたあかぎさん | |
| | 大字南赤城山 | 赤城町南赤城山 | あかぎまち | みなみあかぎさん | |
| | 北橋村 | 大字八崎 | 北橋町八崎 | ほっきつまち | はっさき |
| | | 大字分郷八崎 | 北橋町分郷八崎 | ほっきつまち | ぶんごうはっさき |
| 大字小室 | | 北橋町小室 | ほっきつまち | こむろ | |
| 大字下南室 | | 北橋町下南室 | ほっきつまち | しもなむろ | |
| 大字上南室 | | 北橋町上南室 | ほっきつまち | かみなむろ | |
| 大字上箱田 | | 北橋町上箱田 | ほっきつまち | かみはこだ | |
| 大字箱田 | | 北橋町箱田 | ほっきつまち | はこだ | |
| 大字下箱田 | | 北橋町下箱田 | ほっきつまち | しもはこだ | |
| 大字真壁 | | 北橋町真壁 | ほっきつまち | まかべ | |
| 大字赤城山 | | 北橋町赤城山 | ほっきつまち | あかぎさん | |

2 住所変更の手続き

平成18年2月20日から住所の表示が変わりますが、住所変更の手続きは原則として不要です。ただし中には必要となるものもありますので、皆さんの生活に関係が深いと思われるものを中心にお知らせします。住所変更の手続きに必要な「住所変更証明書」は、本庁・総合支所の市民課窓口で無料で発行します。

市役所関係

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | 新市担当課 | | |
|--------|---------------------------|------------|--|--------------------|--|
| 住民登録 | 住民票 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。市役所において職権で変更を行います。 | 本庁：市民課 総合支所：市民課 | |
| | 戸籍や戸籍の附票 | 不要 | | | |
| | 印鑑登録証 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。印鑑登録証明書を取りに来庁された際に旧登録証と引き替えて更新します。 |
| | 外国人登録証明書 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、本庁または総合支所へ来庁された際に市民課で変更の記載をします。 |
| | 住民基本台帳カード | 要 | 住所の記載があるカードをお持ちの方は、新住所の記入が必要になります。合併後、本庁及び総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。 | | |
| 年金 | 国民年金手帳 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。年金手帳の住所欄は平成9年からの基礎年金番号導入に伴い記入不要となりました。 | 本庁：市民課 総合支所：市民課 | |
| | 老齢福祉年金 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。市役所において変更手続きを行います。 |
| | 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金 | 不要 | | | 国にて住所を一括更新するため、変更手続きは必要ありません。 |
| | 農業者年金 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険被保険者証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。住所の表示が変わる地域の皆さんには、新しい住所の被保険者証を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：市民課 総合支所：市民課 | |
| | 国民健康保険高齢受給者証 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。住所の表示が変わる地域の皆さんには、新しい住所の受給者証等を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 |
| | 国民健康保険標準負担額減額認定証 | 不要 | | | |
| | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 不要 | | | |
| | 国民健康保険特定疾病療養受療証 | 不要 | | | |
| 老人保健医療 | 老人保健医療受給者証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。住所の表示が変わる地域の皆さんには、新しい住所の受給者証等を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：市民課 総合支所：市民課 | |
| | 老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | 不要 | | | |
| | 老人保健特定疾病療養受療証 | 不要 | | | |

(市役所関係続き)

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | 新市担当課 | |
|-------|--|------------|---|------------------------|
| バイク | 原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識と交付証明書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。現在の標識は廃車まで使用できます。 | 本庁：税務課 総合支所：総務課 |
| | 法人市民税にかかる法人等の異動(変更)届出書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：税務課 総合支所：総務課 |
| 税 | 市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | 口座振替 | 税等の口座振替依頼書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| | | 口座振替支払請求書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 畜犬 | 犬の登録鑑札 狂犬病予防注射済票 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併前に交付された鑑札、注射済票はその有効期限まで使用できます。 | 本庁：健康管理課 総合支所：健康福祉課 |
| 介護保険 | 介護保険被保険者証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。新しい被保険者証を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：高齢対策課 総合支所：健康福祉課 |
| | 介護保険負担限度額認定証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | 介護保険特定負担限度額減額認定証 | 不要 | | |
| | 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 | 不要 | | |
| | 訪問介護利用者負担額減額認定証 | 不要 | | |
| | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 | 不要 | | |
| 母子福祉 | 母子健康手帳 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：健康管理課 総合支所：健康福祉課 |
| | 妊婦健康診査受診票 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 児童福祉 | 児童扶養手当証書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：社会福祉課 |
| | 特別児童扶養手当証書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 総合支所：健康福祉課 |
| 障害者福祉 | 身体障害者居宅受給者証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証は2月20日までに郵送します。 | 本庁：社会福祉課 総合支所：健康福祉課 |
| | 身体障害者施設受給者証 | 不要 | | |
| | 知的障害者居宅受給者証 | 不要 | | |
| | 知的障害者施設受給者証 | 不要 | | |
| | 児童居宅受給者証 | 不要 | | |
| | 精神障害者通院医療費公費負担患者票 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に手続きを行います。 | |
| | 群馬県心身障害者扶養共済制度 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更の手続きを希望する人に対しては手続きを行います。 | |
| | 身体障害者手帳 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更の手続きを希望する人に対しては手続きを行います。 | |
| 療育手帳 | 不要 | | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 不要 | | |

(市役所関係続き)

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | 新市担当課 | |
|------|--|------------|--|-----------------------|
| 福祉医療 | 福祉医療費受給資格者証 (乳幼児福祉医療) (母子・父子福祉医療) (重度心身障害者福祉医療) | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。住所の表示が変わる地域の皆さんには新しい住所の資格者証を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：市民課 総合支所：市民課 |
| 上下水道 | 水道料・下水道使用料の口座振替依頼書 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：水道課 総合支所：経済建設課 |
| | 下水道受益者負担金 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：下水道課 総合支所：経済建設課 |
| 教育等 | 市立保育所・幼稚園・学校への住所変更手続き | 不要 | 渋川市立の学校等については、住所変更の手続きは必要ありません。私立・県立・国立の学校等については、各窓口にお問い合わせください。 | 各教育機関等 |
| その他 | 建設工事に係る競争入札参加資格者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：財政課 |
| | 測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者 | 不要 | | |
| | 購入及び物品の製造契約等に係る競争入札参加資格者 | 不要 | | |

北橋総合支所では上下水道課が担当します。

県 関 係

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | 問い合わせ先 |
|-----|------------------|---|--|
| 旅券 | 旅券(パスポート) | 不要 住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの所持人記入欄の現住所等は、ご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。 ・これから申請する人 旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した戸籍抄(謄)本は、合併前のものでも使用できます。 | 県パスポートセンター (027-225-1201) |
| 自動車 | 自動車運転免許証 | 不要 住所変更の手続きを速やかに行う必要はありません。免許更新などにあわせて手続きを行ってください。この場合、住所変更の証明書等の提出は不要です。なお、更新等の機会を待たずに変更を希望する場合には、本籍・住所の変更手続きを行ってください。この場合も住所変更の証明書等の提出は不要です。 | 県総合交通センター (027-253-9300) 渋川交通安全協会 (22-1125) |
| | 自動車保管場所証明書(車庫証明) | 不要 住所変更の手続きは必要ありません。なお、旧小野上村、旧子持村、旧赤城村及び旧北橋村の地域は、合併後も自動車保管場所証明書は必要ありません。 | 渋川警察署 (23-0110) |
| その他 | 戦傷病者手帳 | 不要 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | 県庁国保援護課 (027-226-2678) |

(県関係続き)

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | | 問い合わせ先 |
|--------|--------------------------------|------------|--|-------------------------|
| 狩猟・銃砲 | 銃砲(刀剣類)所持許可証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。 | 渋川警察署 (23-0110) |
| | 猟銃用火薬類等譲受許可証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | |
| | 狩猟免状 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。 | 渋川環境森林事務所 (22-2763) |
| 各種営業許可 | 医薬品販売業の許可 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。 | 渋川保健福祉事務所 (22-4166) |
| | 古物営業許可証 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | 渋川警察署 (23-0110) |
| | 食品の営業許可 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | 渋川保健福祉事務所 (22-4166) |
| | 環境衛生営業許可(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館等) | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | |
| | 建設業者の許可 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 県庁監理課 (027-226-3520) |
| 占用許可 | 道路占用許可 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 渋川土木事務所 (22-4055) |
| | 河川占用許可 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |

国やその他の公共的機関

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | | 問い合わせ先 |
|--------|---|------------|--|-------------------------------------|
| 自動車車検証 | 軽自動車(三輪・四輪) | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 | 軽自動車検査協会 群馬事務所 (027-261-4621) |
| | 普通自動車 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 | |
| | 二輪軽自動車 (125cc~250cc) 二輪小型自動車 (250cc以上) | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 | 関東運輸局群馬運輸支局 (027-263-4412) |

(国やその他の公共機関続き)

| 区分 | 項目 | 手続きの要・不要など | 問い合わせ先 | |
|------|-------------------------------------|------------|---|---|
| 登記 | 不動産の所在(土地登記簿・建物登記簿) | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。 | 前橋地方法務局 (027-221-4466) |
| | 不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等の住所(土地登記簿・建物登記簿) | 不要 | ・6市町村の住所で登記されている人 住所変更の手続きは必要ありません。合併により住所の表示が変更となりますが、みなし規定により読み替えられます。なお、合併に伴う新しい住所表示に変更することを希望される方は、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをして登記することができます。登記の際の登録免許税はかかりません。 | 同渋川出張所 (22-0242) |
| | 会社等の本店、主たる事務所と役員の住所(商業登記簿、法人登記簿等) | 不要 | ・6市町村に所在する会社、法人 本店、主たる事務所及び役員の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをして登記することができます。登記の際の登録免許税はかかりません。 | |
| 健康保険 | 政府管掌健康保険 | 要 | ・5町村内の事業所にお勤めの人 健康保険被保険者証の更新が必要となります。手続きについては、社会保険事務所から事業主に通知されます。 | 群馬社会保険事務局 (027-254-3211) 渋川社会保険事務所 (22-1611) |
| | | 不要 | ・6市町村以外の事業所にお勤めの人 住所変更の手続きは必要ありません。保険証の住所は、個人で訂正してください。 | |
| 恩給 | 恩給受給者住所 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 総務省人事恩給局 (03-5273-1400) |
| 郵便 | 郵便貯金通帳 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 各郵便局 |
| | 簡易保険 | 不要 | | |
| | キャッシュカード(郵便局) | 不要 | | |

その他

| 項目 | 手続きの要・不要など | 問い合わせ先 |
|--------------|------------|---|
| 預金通帳、定期預金証書 | | 各金融機関 |
| クレジットカード | | 各クレジット会社 |
| 有価証券、生命保険証書等 | | 各会社窓口へ確認してください。 |
| 組合健康保険 | | 各健康保険組合 |
| 共済年金 | | 各共済組合 |
| 国民年金基金 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 群馬県国民年金基金 (027-223-6776) |
| 加入電話の契約 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 NTT東日本群馬支店 (0120-682116) |
| 電話帳記載の住所 | 不要 | |
| 電気使用契約 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 東京電力群馬カスタマーセンター (0120-995221) |
| NHK受信契約 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 NHK前橋放送局 (027-251-1711) |

3 窓口などのご案内

| | |
|----------|---|
| 新市の事務所 | 本庁、第二庁舎、総合支所（旧町村ごと）が設置されます。 |
| 窓口受付時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日～金曜日（祝日は除く） 本庁・第二庁舎・各総合支所とも受付時間は同じです。 |
| 延長窓口（本庁） | 毎週金曜日（金曜日が祝日の場合はその前日） 窓口の時間を午後7時まで延長し次の証明書などを発行します。 住民票の写しの交付 戸籍の謄抄本交付 印鑑登録証明書の交付 所得証明・納税証明等の交付 |

市役所（本庁）



主な窓口業務

- ・戸籍・住民異動の届出
- ・住民票の写しの交付
- ・外国人登録
- ・国民年金の届出
- ・各種福祉関係申請
- ・所得証明・納税証明など
- ・戸籍謄抄本の交付
- ・印鑑登録証明
- ・国民健康保険の届出
- ・介護保険の申請
- ・市税の収納

〒377-8501 石原80
22-2111（代表）

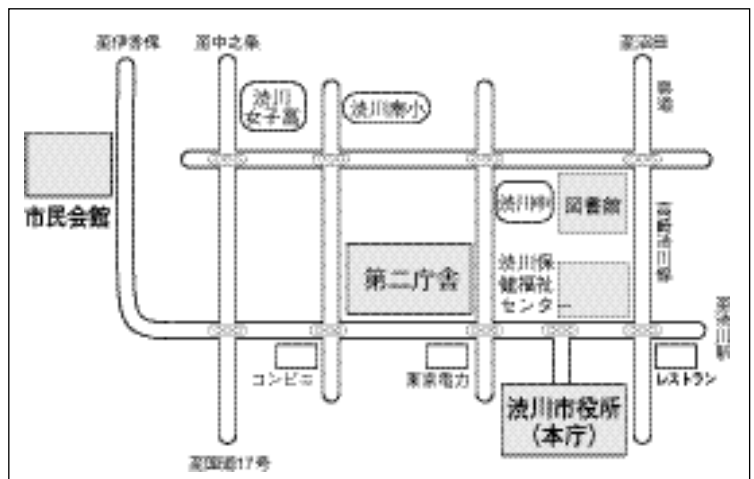
市役所第二庁舎



〒377-0007 石原6-1
22-2111（代表）

主な業務

道路・河川、建築、市営住宅、都市計画、
区画整理、上水道、下水道、学校教育、
生涯学習、スポーツ、文化財など



総合支所

窓口業務

各種申請の受付や証明の交付などは、各総合支所で合併前と同様に取り扱います。

伊香保総合支所

〒377-0192 伊香保町伊香保116-1 72 - 3155 (代表)



小野上総合支所

〒377-0392 村上3756-3 59 - 2111 (代表)



子持総合支所

〒377-0292 吹屋384 24 - 1211 (代表)



赤城総合支所

〒379-1192 赤城町敷島568-1 56 - 2211 (代表)



北橋総合支所

〒377-8502 北橋町真壁2372-1 52 - 2111 (代表)



総合支所に設置される課と主な業務

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 総務課 | 地域審議会・市税・介護保険料・公金の収納・消防・選挙など |
| 市民課 | 戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・国民年金・ごみ・交通・自治会など |
| 健康福祉課 | 生活保護・福祉・児童手当・介護保険・健康相談など |
| 経済建設課 | 商工農林業の振興・観光振興・道路河川の維持管理・上下水道・国土調査など |
| 生涯学習課 | 芸術文化・生涯学習・市民スポーツ・青少年教育・社会教育施設の管理など |

特別に設置される課

- ・まちづくり対策室 (伊香保総合支所)
- ・温泉事業開発課 (小野上総合支所)
- ・花と食のむらづくり対策室 (子持総合支所)
- ・土地改良推進室 (赤城総合支所)
- ・上下水道課 (北橋総合支所)

地域の課題解決のため、総合支所に5つの課を設けます。

4 届出と証明

戸籍の届出

本 庁：市民課
総合支所：市民課

戸籍は人の出生や死亡、親子、夫婦などの身分関係を登録し、公に証明するものです。

| 種 類 | 届 出 人 | 届出期間 | 必要なもの |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|--|
| 出 生 届 | 父または母 | 生まれた日から14日以内 | 出生届書（出生証明書）届出人の印鑑 母子健康手帳 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） |
| 死 亡 届 | 死亡者の同居の親族、その 他の親族、同居者など | 死亡の事実を知った日から7日 以内 | 死亡届書（死亡診断書）届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） 国民年金証書（受給者のみ） |
| 婚 姻 届 | 夫と妻（届出書には成人の証 人2名の署名・押印等が必要） | 期間の定めはありません （届出により法律上の効力が発生します） | 婚姻届書、夫婦両方の印鑑（一方旧姓） 戸籍謄本（本籍地が市外の場合） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 未成年のときは父母の同意書 |
| 転 籍 届 | 戸籍の筆頭者とその配偶書 | 期間の定めはありません （届出のあった日から効力が発生します） | 転籍届書、届出人の印鑑 戸籍謄本（市内での転籍の場合は不要） |

届出人の本人確認をします。運転免許証やパスポートなど、官公庁発行の写真入りの身分証明書をお持ちください。

戸籍等に関する証明手数料

| 種 類 | 手数料 | 必要なもの |
|-----------------------|-------------|--|
| 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本） | 1 通 4 5 0 円 | 請求者・窓口に来た人の印鑑 代理人が申請する場合は委任状と 代理人の印鑑が必要です。 |
| 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本・除籍抄本） | 除籍は 7 5 0 円 | |
| 改製原戸籍謄本・抄本 | 1 通 7 5 0 円 | |
| 戸籍記載事項証明書・戸籍届書の受理証明書 | 1 通 3 5 0 円 | |
| 身分証明書 | 1 通 3 0 0 円 | |

住所に関する届出

本 庁：市民課
総合支所：市民課

住所が変わったときや世帯員に変更があったときは届け出なければなりません。

| 届出事項 | 種 類 | 届出期間 | 必要なもの |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| 他の市町村から引っ越してきたとき | 転入届 | 住み始めた日から14日以内 | 届出人の印鑑 転出証明書（前住所地で交付されたもの） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 国民年金手帳（加入者のみ） |
| 他の市町村に引っ越すとき | 転出届 | 転出する日・転出する先 が決まったら速やかに | 届出人の印鑑 印鑑登録証（登録者のみ） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） |
| 市内で住所を変えたとき | 転居届 | 新しい住所に住み始めた 日から14日以内 | 届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） |
| 世帯主が変わったり世帯を合 併・分離したとき | 世帯主変更届 世帯合併届 世帯分離届 | 変更した日から14日以内 | 届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） |

住民登録に関する証明手数料

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|----------------|---------|---|
| 住民票の写し | 1通 300円 | 請求者・窓口に来た人の印鑑 代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑が必要です |
| 住民票の記載事項に関する証明 | 1通 300円 | |
| 戸籍の附票の写し | 1通 300円 | |
| 住民基本台帳カードの交付 | 1枚 500円 | 写真、印鑑、運転免許証等の身分証明書 |

印鑑登録

本 庁：市民課
総合支所：市民課

印鑑登録証明書は、個人の登録した印鑑を公に証明するものです。渋川市に住民登録または外国人登録をしている15歳以上の人（成年被後見人を除く）は、1人1個の印鑑を登録できます。

すでに印鑑登録証をお持ちの方

6市町村で交付した印鑑登録証は、合併後に新しい印鑑登録証と交換します。印鑑登録証明書の交付申請時に交換するか、印鑑登録証を持参し、窓口で交換してください。

合併後に印鑑登録をする方

印鑑の登録は登録者本人が来庁し申請する必要があります。

| 登録できない印鑑 | 登録できる印鑑 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・他の人が登録している印鑑 ・プレス印鑑（三文判） ・印影が8mmの正方形に収まるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム印等で変形しやすいもの ・ふちのないものや欠けているもの ・印影が25mm正方形に収まらないもの |

印鑑登録等に関する証明手数料

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|----------------|---------|----------------------------------|
| 印鑑登録証明書の交付 | 1通 300円 | 印鑑登録証 |
| 印鑑登録証の交付（印鑑登録） | 1枚 200円 | 登録する印鑑、運転免許証等の官公庁が発行した写真付きの身分証明書 |

外国人登録

本 庁：市民課

日本に90日以上滞在する外国人の方は外国人登録が義務づけられています。

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|------------------------------|--|--------------------------|
| 新規登録申請（入国・出生） | 入国から90日以内 | 旅券、写真2枚、住所の証明 |
| | 出生から60日以内 | 出生届、住所の証明 |
| 変更登録申請（居住地、国籍、在留資格、期間、勤務の変更） | 変更の日から14日以内 左記以外は変更後速やかに | 外国人登録証明書、住所の証明、旅券、在職証明書等 |
| 交付申請（新しい外国人登録証明書の作成） | 外国人登録証明書の切替期間満了日から30日以内、その他は事実があった日から14日以内 | 外国人登録証明書、旅券、写真2枚 |

外国人登録に関する証明手数料

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|----------------|---------|----------|
| 外国人登録原票記載事項証明書 | 1通 300円 | 外国人登録証明書 |

・外国人登録原票記載事項証明書は、総合支所の市民課でも発行します。

5 税金

市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。

個人市民税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

1月1日現在、6市町村に住所のある人で前年に所得のあった人や、6市町村に事務所・事業所・家屋敷のある個人に課税されます。税率は6市町村とも合併前と変更はありません。市民税と県民税をいっしょに納めていただくことになっています。

| 区 分 | 市 民 税 | | | 県 民 税 | | |
|--------|---------------------|-----|----------|-------------|----|---------|
| 均等割の税率 | 3,000円 | | | 1,000円 | | |
| 所得割の税率 | 課税所得金額区分 | 税率 | 控除額 | 課税所得金額区分 | 税率 | 控除額 |
| | 200万円以下 | 3% | 0円 | 700万円以下 | 2% | 0円 |
| | 200万円を超え 700万円以下 | 8% | 100,000円 | 700万円を超える金額 | 3% | 70,000円 |
| | 700万円を超える金額 | 10% | 240,000円 | | | |

法人市民税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

市内（6市町村内）に事務所や事業所のある法人等に課税されます。平成22年度までに限り、旧市町村の区域ごとに今までの税率を適用します。平成23年4月1日以降に決算を迎える申告からは新市の税率に統一されます。

平成22年度までの税率

| 区 分 \ 区 域 | 旧渋川市 | 旧伊香保町 | 旧小野上村 | 旧子持村 | 旧赤城村 | 旧北橋村 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 均 等 割 | 制限税率 | 制限税率 | 標準税率 | 制限税率 | 標準税率 | 標準税率 |
| 法人税割 | 14.7% | 14.0% | 14.5% | 14.7% | 12.3% | 12.3% |

平成23年度以降の税率

| 区 分 \ 区 域 | 新市全域 |
|-----------|-------------|
| 均 等 割 | 制限税率 |
| 法人税割 | 制限税率（14.7%） |

各法人あてに税率などを詳しく説明したパンフレットをお送りします。税率の異なる区域に事業所をもつ場合の計算方法などはパンフレットでご確認ください。

固定資産税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。税率は6市町村とも今までどおりです。平成18年度分に限り、6市町村の資産ごとに納税通知書を作成しますので、複数の市町村に資産がある場合は、複数の納税通知書が送付されます。

| | |
|-----|-------------|
| 税 率 | 1.4% (標準税率) |
|-----|-------------|

都市計画税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画区域のうち、市が定めた区域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。税率は、平成22年度まで現行の税率を採用し、それ以降の税率は新市で決定します。

都市計画税は、固定資産税にあわせて課税され、課税標準額は原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

平成22年度までの税率

| 区 域 | 旧渋川市 | 旧伊香保町 |
|-----|------|-------|
| 税 率 | 0.3% | 0.2% |



軽自動車税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

4月1日現在で原動機付自転車や軽自動車を所有している人に課税されます。合併後の税率は6市町村とも合併前と変わりません。

| 種 別 | | 税率(年額) | |
|----------|---------------|--------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | |
| | 50cc超 90cc以下 | 1,200円 | |
| | 90cc超 125cc以下 | 1,600円 | |
| | ミニカー | 2,500円 | |
| 軽自動車 | 二輪車 | 2,400円 | |
| | 三輪車 | 3,100円 | |
| | 四輪車 | 乗用 営業用 | 5,500円 |
| | | 乗用 自家用 | 7,200円 |
| | 貨物 | 営業用 | 3,000円 |
| | | 自家用 | 4,000円 |
| 雪上車 | 2,400円 | | |
| 小型特殊自動車 | 農耕用 | 1,600円 | |
| | その他 | 4,700円 | |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 4,000円 | |

ナンバーは？

現在使用している6市町村が交付したバイクやトラクターなどのナンバープレートは、合併後も引き続き使用できます。

国民健康保険税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

国民健康保険に加入している方の世帯の世帯主に課税されます。合併時は、旧市町村ごとの税率で課税されますが、3年以内に税率を統一します。

| 区域 | 医療分 | | | | 介護分 | | | |
|-------|------|-------|---------|---------|-------|------|--------|--------|
| | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 旧渋川市 | 8.4% | 27.0% | 22,000円 | 21,500円 | 1.7% | 6.1% | 6,000円 | 4,000円 |
| 旧伊香保町 | 7.6% | 36.0% | 16,800円 | 22,800円 | 0.8% | 3.0% | 6,000円 | 3,600円 |
| 旧小野上村 | 5.5% | 55.0% | 15,000円 | 18,000円 | 0.4% | 4.0% | 6,000円 | 4,000円 |
| 旧子持村 | 6.2% | 55.0% | 15,400円 | 23,400円 | 0.6% | 4.0% | 8,000円 | 3,500円 |
| 旧赤城村 | 7.2% | 51.0% | 18,000円 | 23,000円 | 0.7% | 5.0% | 5,000円 | 5,000円 |
| 旧北橘村 | 6.9% | 49.0% | 22,000円 | 26,000円 | 0.87% | 4.0% | 7,200円 | 5,600円 |

所得割 - 加入者の総所得金額から33万円（基礎控除）を控除した額の合計額に、所得割を乗じて得た額が所得割額です。

資産割 - 固定資産税額（土地と家屋の分）の合計額に、資産割を乗じて得た額が資産割額です。

均等割 - 加入者の人数に、均等割の額を乗じて得た額が医療分の均等割額です。

平等割 - 1世帯あたりの額です。



税に関する証明

本 庁：税務課・納税課
総合支所：総務課

| 種 類 | 手数料 | 必要なもの |
|-------------|-----------|---|
| 所得証明書 | 1件 300円 | 印鑑 (本人または同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。) |
| 納税証明書 | 1件 300円 | |
| 固定資産に関する証明 | 1件 300円 | |
| 固定資産課税台帳の閲覧 | 1回 300円 | |
| 地積図・公図の写し | 1枚 300円 | 印鑑 |
| 住宅用家屋証明 | 1件 1,300円 | |

車検に使用する軽自動車税納税証明書の再交付は無料です。

6 公金の納付

納期の一覧

主な公金の納期は次のとおりです。合併前から変更されたものもありますのでご注意ください。

| 種類 | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|---|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 市県民税（普通徴収） | | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | | |
| 固定資産税・都市計画税 | | 1期 | | | 2期 | | 3期 | | | | 4期 | | |
| 軽自動車税 | | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |
| 介護保険料（普通徴収） | | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |
| 水道料・下水道使用料 | | 納期は2か月に1回ですが、偶数月に納める区域と奇数月に納める区域に分かれます | | | | | | | | | | | |

市税と介護保険料を現金納付する方には、1年間分の納付書を第1期にまとめてお送りします。納期が終わるまで大切に保管して納付ください。

納付場所

本 庁：各担当課
総合支所：総務課

税金や上下水道料などの公金の納付は、本庁の各担当課と各総合支所の総務課で取り扱います。金融機関の窓口からも納められます。

| | |
|-------|---|
| 市役所本庁 | 納税課（市税・介護保険料） 社会福祉課（保育所の保育料） |
| 第二庁舎 | 水道課（上下水道料） 教育委員会管理課（幼稚園の保育料） 住宅建築課（市営住宅使用料） |
| 各総合支所 | 総務課（市税、保育所の保育料、幼稚園の保育料、上下水道料） |

| | |
|--------|--|
| 取扱金融機関 | 群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、赤城橘農業協同組合、足利銀行、東和銀行、みずほ銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、利根郡信用金庫、三井住友銀行 |
|--------|--|

口座振替

本 庁：各担当課
総合支所：各担当課

6市町村ですでに口座振替をしている人は、あらためて申し込む必要はありません。電算業務の統合のため、口座振替の受け付けを平成18年2月19日まで中断させていただいています。口座振替を新規に申し込む人は、合併日以降に次の金融機関で手続きをしてください。

| | |
|----------------|--|
| 口座振替 取扱金融機関 | 群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、赤城橘農業協同組合、足利銀行、東和銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、利根郡信用金庫、各郵便局 |
|----------------|--|

7 保険と年金

国民健康保険

本 庁：市民課
総合支所：市民課

職場の健康保険などに加入している人と生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。次のようなときは、必ず14日以内に届出をしてください。

届出が必要なとき

| 届出が必要なとき | | 届出に必要なもの |
|----------|----------------------|--------------------------|
| 国保に入るとき | 他の市町村から転入したとき | 印鑑、転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（離脱証明書） |
| | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 印鑑、被扶養者でなくなったことがわかる証明書 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑、保護廃止決定通知書 |
| | 子どもが生まれたとき | 印鑑、保険証、母子健康手帳 |
| 国保をやめるとき | 他の市町村へ転出するとき | 印鑑、保険証 |
| | 職場の健康保険に加入するとき | 印鑑、国保の保険証と職場の健康保険の保険証 |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | 印鑑、国保の保険証と職場の健康保険の保険証 |
| | 加入者が死亡したとき | 印鑑、保険証、死亡を証明するもの |
| | 生活保護を受けることになったとき | 印鑑、保険証、保護開始決定通知書 |
| その他 | 退職者医療制度の対象になったとき | 印鑑、保険証、年金証書 |
| | 退職者医療制度の対象にならなくなったとき | 印鑑、保険証 |
| | 保険証をなくしたとき | 印鑑、身分証明書 |
| | 就学のため、子どもが他の市町村に住むとき | 印鑑、保険証、在学証明書 |

国民健康保険で受けられる給付例

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 療養の給付 | 保険診療分の医療費の一部負担金を支払えば、残りは国保が負担します。 |
| 出産育児一時金 | 国保に加入している人が出産したときは、33万円が支給されます。 |
| 葬祭費 | 国保に加入している人が死亡したときは、5万円が支給されます。 |
| 高額療養費 | 1か月の医療費を一定額以上支払ったとき、基準額を超えた分が支給されます。 |

国保の保険証が変わります

合併で住所が変わる区域の皆さんには、新しい保険証を郵送します。
新しい保険証は3月1日からご利用ください。



介護保険

本 庁：高齢対策課
総合支所：健康福祉課

介護保険の制度は、40歳以上の方が加入し保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できる仕組みになっています。

介護保険料（第1号被保険者）は、平成18年度から統一されます。新しい保険料の額は、現在策定中の「高齢者保健福祉計画」で今後のサービスの利用見込みなどを勘案して決定されます。

被保険者の区分

| 種類 | 加入する人 | 保険料の納め方 |
|---------|--------------------|---|
| 第1号被保険者 | 65歳以上の人 | 受給している年金から天引きで納めていただく特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収があります。 |
| 第2号被保険者 | 40歳から64歳までの医療保険加入者 | 加入している医療保険に介護保険料が合算されています。 |

サービスを利用するには

病気や高齢のため日常生活に介護が必要になった人が、介護保険のサービスを利用するには介護認定を受ける必要があります。認定申請ができる人は次の人です。

- ・65歳以上で日常生活に介護が必要な人
- ・40歳から64歳で老化を伴う特定疾病が原因で介護が必要な人

介護サービスの種類

| 区分 | サービスの種類 | |
|--------|-------------------|---|
| 在宅サービス | 家庭を訪問し提供するサービス | 訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 |
| | 事業所や施設に日帰りで通うサービス | 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア） |
| | 施設へ短期間入所するサービス | 短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ） |
| | 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修 | 福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修費の支給 |
| | その他 | 特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム） |
| 施設サービス | 施設に入所してのサービス | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養型病床群） |

介護保険の保険証が変わります

合併後、新しい保険証を郵送します。
新しい保険証は3月1日からご利用ください。



国民年金

本 庁：市民課
総合支所：市民課

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。

| | |
|----------|--|
| 第1号被保険者 | 農業や自営業の人とその家族。20歳以上の学生やフリーターなど。保険料は本人が納めます。 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金、共済年金に加入している人。保険料は厚生年金、共済年金に納めますので、国民年金保険料を納める必要はありません。 |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者。保険料は配偶者（第2号被保険者）の加入している年金制度が負担しますので、本人が納める必要はありません。 |
| 任意加入被保険者 | 60歳以上65歳未満の人。外国に在住している日本人。60歳未満の老齢年金や退職年金の受給者 |

こんなときは手続きが必要です

| 手続きが必要なとき | 必要なもの |
|------------------|------------------------------|
| 20歳になったとき | 印鑑、資格取得届出書（社会保険事務所から送付されたもの） |
| 職場をやめたとき | 年金手帳、印鑑、退職日がわかる書類 |
| 配偶者の扶養からはずれたとき | 年金手帳、印鑑、扶養からはずれた日がわかる書類 |
| 任意加入するとき | 年金手帳、印鑑 |
| 氏名が変わったとき | 年金手帳、印鑑 |
| 保険料を納められないとき | 年金手帳、印鑑、学生は学生証の写しまたは在学証明書 |
| 国民年金証書、手帳をなくしたとき | 印鑑 |
| 国民年金を請求するとき | 年金手帳、印鑑、本人名義の預金通帳、戸籍謄本など |
| 年金受給者が死亡したとき | 年金証書、印鑑、住民票、戸籍謄本など |

・手続きによっては必要なものが異なることがあります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

年金の給付

| 種 類 | 受けられる要件 |
|--------|---|
| 老齢基礎年金 | 保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったときから受けられます。（60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできます。） |
| 障害基礎年金 | 国民年金に加入している間に、病気やけがで国民年金法に定める障害者になったときに受けられます。 |
| 遺族基礎年金 | 国民年金の加入者または老齢基礎年金を受けられる人などが亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻、または子が受けられます。 |
| 寡婦年金 | 夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。 |
| 付加年金 | 付加保険料を納めている人が受けられます。 |
| 死亡一時金 | 保険料を3年以上納めた人が、基礎年金を受けないで死亡し、その遺族が基礎年金を受けられない場合に受けられます。 |
| 老齢福祉年金 | 明治44年4月1日以前に生まれた人が、一定の要件に該当すれば受けられます。 |

ただし、納付要件等がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

8 保育と教育

保育所

本 庁：社会福祉課
総合支所：健康福祉課

入所できるのは、小学校へ入学するまでのお子さんで、両親の共働きなどで保育する人がいない場合です。

保育所保育料(月額)

| 世帯の所得税額等による区分 | | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
|---------------|-----------------------|---------|---------|
| 所得税 非課税世帯 | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| | 市民税非課税世帯 | 2,400円 | 1,760円 |
| | 市民税の所得割非課税世帯 | 8,120円 | 6,280円 |
| | 市民税の所得割が5,000円未満 | 9,360円 | 7,380円 |
| 所得税 課税世帯 | 市民税の所得割が5,000円以上 | 10,640円 | 8,820円 |
| | 所得税が5,000円未満 | 11,900円 | 10,240円 |
| | 5,000円以上 10,000円未満 | 12,920円 | 11,540円 |
| | 10,000円以上 17,000円未満 | 14,240円 | 12,680円 |
| | 17,000円以上 48,000円未満 | 16,720円 | 14,800円 |
| | 48,000円以上 80,000円未満 | 18,960円 | 17,120円 |
| | 80,000円以上 110,000円未満 | 21,680円 | 19,500円 |
| | 110,000円以上 140,000円未満 | 24,880円 | 21,820円 |
| | 140,000円以上 170,000円未満 | 27,360円 | 24,720円 |
| | 170,000円以上 200,000円未満 | 29,880円 | 27,540円 |
| | 200,000円以上 355,000円未満 | 32,160円 | 29,840円 |
| | 355,000円以上 510,000円未満 | 34,400円 | 31,960円 |
| 510,000円以上 | 35,460円 | 33,040円 | |

4月からの保育料

平成18年4月分の保育料から左表の基準に統一されます。ただし、合併後5年以内に保育料平均額を国の基準の概ね60%に改正する予定です。

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目の児童は左表の約4割の額、3人目以降の児童は無料です。

また、3歳未満児の保育料を軽減する制度により、表の金額と実際の保育料とが異なる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

施設名が変わります

伊香保町立伊香保保育園

渋川市伊香保保育所

幼稚園

教育委員会管理課（第二庁舎）

保育料は平成18年4月分の保育料から段階的に調整します。通園バスの使用料は、月額1,000円です。

幼稚園保育料（月額）

| 園の所在 年度 | 旧渋川市 (2園) | 旧小野上村 (1園) | 旧子持村 (2園) | 旧赤城村 (4園) | 旧北橋村 (1園) |
|------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成18年度 | 5,900円 | 2,000円 | 2,100円 | 4,000円 | 4,000円 |
| 平成19年度 | 5,900円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,000円 | 4,000円 |
| 平成20年度 | 5,900円 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 |
| 平成21年度 | 5,900円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |
| 平成22年度 | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 |

・生活保護世帯や市民税の所得割非課税世帯には、保育料が減額される制度があります。

園名が変わります

| 合併前 | 合併後 |
|-----------|-------------|
| 渋川市立第二幼稚園 | 渋川市立渋川第二幼稚園 |
| 子持村立北幼稚園 | 渋川市立子持北幼稚園 |
| 子持村立南幼稚園 | 渋川市立子持南幼稚園 |



小中学校

教育委員会学校教育課（第二庁舎）

学校の通学区域、通学バスの運行、遠距離通学補助制度は合併前と変わりません。
市町村名を省くと特定が困難な学校名は、合併時から次のように変わります。

校名が変わります

| 合併前 | 合併後 | 合併前 | 合併後 |
|----------|------------|----------|------------|
| 渋川市立北小学校 | 渋川市立渋川北小学校 | 渋川市立北中学校 | 渋川市立渋川北中学校 |
| 渋川市立南小学校 | 渋川市立渋川南小学校 | 赤城村立南中学校 | 渋川市立赤城南中学校 |
| 渋川市立西小学校 | 渋川市立渋川西小学校 | 赤城村立北中学校 | 渋川市立赤城北中学校 |

転校の手続き

| | |
|----|---|
| 転入 | 前の学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、転入時に市民課で手続きしてください。 |
| 転出 | 現在の学校に事前に連絡し、市民課で転出の手続きをしてから、在学証明書と教科書給与証明書を現在の学校でもらってください。 |
| 転居 | 通学区域が変わるときは、現在の学校に連絡してから、市民課で転居の手続きをしてください。 |

転校手続きは、本庁と各総合支所の市民課でも受け付けます。

学校給食

共同調理場・各学校

給食の調理施設は、共同調理場・自校方式ともに合併前と変わりません。
献立を統一するまでは、調理施設ごとに給食費は異なります。

学校給食費（月額）

（平成18年度分）

| 区分 | 旧渋川市 | 旧伊香保町 | 旧小野上村 | 旧子持村 | 旧赤城村 | 旧北橋村 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学生 | 3,600円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 4,200円 | 3,700円 |
| 中学生 | 4,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 4,400円 | 4,600円 | 4,500円 |

生涯学習

本 庁：教育委員会生涯学習課（第二庁舎）
総合支所：生涯学習課

公民館の利用

新市では、中央公民館と地区公民館 11 館の合計 12 館の公民館が設置されます。
利用時間や使用申請の方法などは、各館とも原則として合併前と変わりません。
新市全域を対象とした各種の学級などは、中央公民館を中心に開催されることとなります。

図書館の利用

| | 澁川市立図書館・澁川市立北橋図書館 | 澁川市立伊香保図書館 |
|------|---------------------------------|---------------|
| 開館時間 | 午前 9 時～午後 6 時（土曜日・日曜日は午後 5 時まで） | 午前 9 時～午後 5 時 |
| 休 館 | 月曜日・祝日（月曜日と重なった場合は翌日も休館） | 日曜日 |
| 貸出資料 | 本、雑誌、紙芝居、CD・カセット、ビデオ・DVD など | 本、雑誌、紙芝居 |
| 貸出期間 | 15日間 | |

澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 開館時間 | 午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで） |
| 休 館 日 | 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） |
| 観 覧 料 | 常設展 200 円（65歳以上、中学生以下、身障者手帳をお持ちの人は無料） |

社会体育

本 庁：教育委員会体育課（第二庁舎）
総合支所：生涯学習課

体育施設の利用

| 対 象 施 設 | 利用申込場所 |
|--|-----------------------------------|
| 総合公園、坂東橋緑地公園、吾妻川公園野球場、有馬野球場、市民体育館、武道館 | 澁川市公共施設管理公社（市民会館内） （24 - 2261） |
| 伊香保屋外運動場、伊香保体育館、小野上運動公園、子持総合運動場、子持社会体育館、赤城総合運動自然公園、赤城第2総合グラウンド、北橋総合グラウンドなど | 各総合支所の生涯学習課 |

学校体育施設の開放

開放の対象とする学校施設は、合併前と変わりません。

9 健康と福祉

成人健診・相談

本 庁：健康管理課（渋川保健福祉センター）
総合支所：健康福祉課

平成18年4月からの主な事業は次のとおりです。詳しい日程や会場は「広報しぶかわ」や個人通知によりお知らせします。

| 名 称 | 対象者 | 内 容 | 個人負担金 |
|-------------------|----------------|-----------------|--------|
| 結核検診 | 65歳以上の人 | 胸部間接撮影（レントゲン） | 無 料 |
| 胸部レントゲン検診 | 40歳～64歳の人 | 胸部間接撮影（レントゲン） | 無 料 |
| 基本健康診査 | 40歳以上の人 | 問診、尿検査、血液検査など | 500円 |
| わかば健康診査 | 20歳～39歳の人 | 問診、尿検査、血液検査など | 500円 |
| 胃がん検診 | 40歳以上の人 | 問診、胃部X線撮影（バリウム） | 1,000円 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上の人 | 便潜血反応検査 | 500円 |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | 血液検査（PSA検査） | 500円 |
| 子宮がん検診 | 20歳以上の女性（偶数年齢） | 問診、内診、細胞診 | 1,000円 |
| 乳房X線撮影併用乳・甲状腺がん検診 | 40歳以上の女性（偶数年齢） | 問診、視触診、X線撮影 | 2,000円 |
| 腹部超音波検診 | 40歳以上の人 | 問診、超音波検査 | 3,000円 |
| 健康相談 | 希望者 | 保健師による健康相談 | 無 料 |

母子保健

本 庁：健康管理課（渋川保健福祉センター）
総合支所：健康福祉課

母子の健康に関する正しい知識の普及と育児支援を行います。

乳幼児の健診や予防接種はその月齢に行うことが重要ですので、対象児の少ない地域の方は、渋川保健福祉センターや隣接地区の保健センターで健診などを受けていただきます。

| 種 類 | 内 容 | 会 場 |
|-----------|--|------------------------|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届を提出すると交付されます。妊娠・出産の状態、生まれた子どもの発育経過などを記録します。 | 渋川保健福祉センター、総合支所 |
| 妊婦健康診査 | 妊娠届をした人を対象に定期的に健康診査を行います。 | 県内各医療機関 |
| 母性歯科検診 | 妊娠中と産後に歯科検診を行います。 | 委託歯科医院 |
| 両親学級 | 妊婦と家族を対象に妊娠中の生活や育児について学びます。 | 渋川保健福祉センター |
| 乳幼児健康診査 | 3か月児健康診査、7か月児健康相談 | 渋川保健福祉センター |
| | 1歳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査、フッ素塗布 | 渋川・子持・赤城・北橋保健センター |
| 歯科健康診査 | 2歳児、2歳6か月児の歯科健診、フッ素塗布 | 渋川・子持・赤城・北橋保健センター |
| | 集団接種 ポリオ、BCG（渋川保健福祉センターのみ） | 渋川・子持・赤城・北橋保健センター |
| 予防接種 | 個別接種 麻しん風しん混合、三種（二）混合、日本脳炎 | 県内各医療機関 |
| | 離乳食講習会 | 3～5か月児を対象に離乳食の実際を学びます。 |
| すくすく教室 | 第1子の乳児とその家族を対象とした遊びと育児相談 | 渋川・子持・赤城・北橋保健センター |
| 親と子の健康相談 | 乳幼児の育児・発育相談、妊娠中の健康相談 | 渋川保健福祉センター、総合支所 |

福祉医療

本 庁：市民課
総合支所：市民課

次の人は医療費（保険診療の自己負担分）の助成が受けられます。すでに受給者証をお持ちで、合併により住所が変わる方には、新しい受給者証を郵送します。新しい受給者証は3月1日の診療から利用できます。

| | |
|-------------|---|
| 乳幼児福祉医療 | 小学1年の年度末までの医療費を助成します。 |
| 母子・父子福祉医療 | 18歳未満の児童を扶養している母子（父子）家庭及び18歳未満で父母のいない児童の医療費を助成します。（所得税が非課税世帯に限ります。） |
| 重度心身障害者福祉医療 | 身体障害者手帳1～3級の人、療育手帳AまたはB判定の人、通院などにより精神障害の治療を受ける人の医療費を助成します。 |

医療機関

6市町村の合併により渋川地区医療事務組合が解散し、平成18年2月20日から新市が渋川総合病院を運営します。今後も地域の中核病院として、安全で良質な医療を提供していきます。

| 名 称 | 受付・診療時間 | 診 療 科 |
|--------------|----------|---|
| 渋川総合病院 | 午前8時30分～ | 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科(予約制)、放射線科、麻酔科、産婦人科(休診中) 眼科は午前9時から、耳鼻いんこう科は午後3時から診療を開始します。 |
| 国民健康保険赤城北診療所 | 午前8時30分～ | 初期診療全般 午後は往診のため休診です。 |
| 国民健康保険赤城南診療所 | | |

高齢者福祉

本 庁：高齢対策課
総合支所：健康福祉課

高齢者が永年住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせるよう、次の事業を行います。

| | |
|-----------------|---|
| 敬老祝金 | 次の年齢の高齢者に祝金を送り長寿を祝福します。 80歳・85歳・88歳 5,000円 90歳・95歳 10,000円 99歳以上 20,000円 |
| シルバーカード発行事業 | 申請により、シルバーカード（本人の確認証）を発行します。 |
| 住宅改造補修費補助 | 高齢者世帯の住宅改修に補助を行います。 |
| 日常生活用具の給付 | ひとり暮らしの方に消火器や電磁調理器などを給付・貸与します。 |
| 生活支援型ホームヘルプサービス | 要介護認定で自立と判定されたひとり暮らし方に、介護保険と同内容のホームヘルプサービス（生活援助）を行います。 |
| 緊急通報装置の貸与 | ひとり暮らしの方に、緊急通報装置を貸与します。 |

障害者福祉

本 庁：社会福祉課
総合支所：健康福祉課

障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助や各種福祉サービスを提供します。障害の内容や程度により受けられるサービスが異なります。

| 種 類 | 内 容 |
|-------------|---|
| 身体障害者手帳 | 体の不自由な人に対して交付され、身体障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種サービスを受けることができます。 |
| 療育手帳 | 知的障害(児)者に対して交付され、知的障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種サービスを受けることができます。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害者に対して交付され、精神保健福祉法による援助、各種サービスを受けることができます。 |

| 対 象 | 受けられるサービス |
|-------|---|
| 身体障害者 | 補装具・日常生活用具の給付、更正医療の給付、居宅生活支援、更生施設・療養施設等への入通所支援、福祉ハイヤー助成、ファックス設置、じん機能障害者通院交通費助成、理美容サービス、訪問入浴サービス、布団丸洗いサービスなど |
| 知的障害者 | 更生施設などへの入所支援、居宅生活支援、職親委託、日常生活用具の給付など |
| 精神障害者 | グループホーム・ホームヘルプ・ショートステイ利用支援、共同作業所運営など |

児童福祉

本 庁：社会福祉課
総合支所：健康福祉課

出生祝金は新たに新市全域に適用されます。
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、合併前と変わりません。

| 種 類 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| 出生祝金 | 第2子以降の出生に、1人につき100,000円を支給します。 |
| 児童手当 | 小学校第3学年終了前までの児童を養育している人に支給します。 |
| 児童扶養手当 | 父親と生計を同じくしていない児童を監護または養育している人に支給します。 |
| 特別児童扶養手当 | 知的または身体に障害のある20歳未満の児童を監護している人に支給します。 |
| 家庭児童相談室 | 家庭児童福祉に関する専門技術を要する相談に家庭児童相談員が応じます。 |

10 暮らし

上水道

本 庁：水道課（第二庁舎）
総合支所：経済建設課（北橋総合支所：上下水道課）

水道料金は合併時には統一せず、5年を目途に統一します。
検針時期を統一するため、合併直後の水道料が一時的に増減する場合があります。

次のようなときは届け出を

- ・引っ越すとき、引っ越してきたとき
- ・水道料金の請求先の住所や名前が変わるとき
- ・水道の用途が変わるとき
- ・水道の所有者・使用者の名義変更があったとき
- ・家を取り壊して、水道を廃止するとき
- ・長い間、水道を使用しないとき

下水道

本 庁：下水道課（第二庁舎）
総合支所：経済建設課（北橋総合支所：上下水道課）

平成18年4月分の使用料から次の料金に統一されます。ただし料金格差の大きい旧伊香保町の区域は、5年間で段階的に調整されます。

下水道使用料（一般用1か月分）

| 施設の種類の | 基本料金 (基本汚水量8m ³ まで) | 超過汚水量及び超過使用料(1m ³ につき) | | |
|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|
| | | 9~40m ³ | 41~100m ³ | 101m ³ ~ |
| 公共下水道・集落排水・コミュニティプラント | 660円 | 105円 | 118円 | 131円 |
| 個別排水処理施設 | 300円 | | | |

・一般用以外に、臨時用、浴場用、温泉用の用途区分があります。

合併処理浄化槽

本 庁：下水道課（第二庁舎）
総合支所：経済建設課（北橋総合支所：上下水道課）

下水道処理予定区域外で、10人槽以下の一般家庭用の合併処理浄化槽を設置する人に、費用の一部を市が補助します。補助対象となるには基準がありますので、担当課へご相談ください。

ごみ

本 庁：環境課
総合支所：市民課

家庭から出るごみの分別方法、収集日、収集場所などは、合併前と変わりません。
指定ゴミ袋は合併日から統一されます。既に購入してある旧市町村の指定ゴミ袋はそのまま使えます。
指定ゴミ袋等は新市に登録された販売店で購入してください。

指定ごみ袋等の価格

| 種 類 | 単 価 | 販売の単位 |
|---------|-------|---------|
| 可燃ごみ(大) | 1枚10円 | 1袋20枚入り |
| 可燃ごみ(小) | 1枚6円 | 1袋20枚入り |
| 不燃ごみ(大) | 1枚10円 | 1袋20枚入り |
| 不燃ごみ(小) | 1枚6円 | 1袋20枚入り |
| 粗大ごみシール | 1枚10円 | 1シート10枚 |

畜 犬

本 庁：健康管理課（渋川保健福祉センター）
総合支所：健康福祉課

犬を飼う場合には、登録をして狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

| 種 類 | 手数料 | 説 明 |
|----------------|--------|---------------------|
| 犬の登録（生涯1回） | 3,000円 | 生後3か月以上の犬は登録が必要です。 |
| 狂犬病予防注射済票（年1回） | 550円 | このほかに注射代2,750円が必要です |

市営住宅

本 庁：建築住宅課（第二庁舎）
総合支所：経済建設課

市営住宅は住宅に困っている人で、一定の条件を満たす人にお貸ししています。
空室の状況や入居の条件は、担当課にお問い合わせください。

| 名 称 | 戸数 |
|---------|-----|
| 金井団地 | 44 |
| 金井前原団地 | 90 |
| 入沢団地 | 176 |
| 東町再開発住宅 | 32 |
| 大中子団地 | 32 |
| 元町団地 | 6 |
| 東部団地 | 18 |

| 名 称 | 戸数 |
|---------|----|
| 伊香保苗松団地 | 10 |
| 伊香保炭附団地 | 12 |
| 伊香保竹子団地 | 12 |
| 北牧団地 | 6 |
| 赤城六万住宅 | 2 |
| 赤城西原団地 | 20 |

「借上賃貸住宅」

市営住宅のほかに、民間の賃貸住宅を市が借り上げ家賃の助成をして貸し出す「借上賃貸住宅」があります。

市営バス

本 庁：生活環境課
総合支所：市民課

バスの運行は、合併後も変更ありません。

65歳以上の人の運賃が割引になる「バス利用促進敬老割引制度」があります。

渋川温泉～御蔭～西群馬病院

渋川温泉～渋川駅～渋川スカイランドパーク

伊香保温泉タウンバス

渋川駅～深山

渋川駅～南柏木

北町～小室～下箱田

渋川駅～東村御園

桜の木～沼田三軒屋

渋川駅～青葉台団地～西群馬病院

渋川駅～神田原集会所

水沢シャトルバス

渋川駅～勝保沢

渋川駅～上箱田～真壁

渋川駅～中之条駅

渋川駅～桜の木

11 公共施設ガイド

本庁・支所

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 取り扱い事務等 |
|------------|------------------------|---------|--------------------------|
| 渋川市役所（本庁） | 〒377-8501 石原80 | 22-2111 | 全般（第二庁舎の事務を除く） |
| 渋川市役所第二庁舎 | 〒377-0007 石原6-1 | 22-2111 | 建設部、水道部、教育委員会の事務 |
| 渋川市伊香保総合支所 | 〒377-0192 伊香保町伊香保116-1 | 72-3155 | 総務課（税、公金収納、消防など） |
| 渋川市小野上総合支所 | 〒377-0392 村上3756-3 | 59-2111 | 市民課（戸籍、住民票、国保、自治会など） |
| 渋川市子持総合支所 | 〒377-0292 吹屋384 | 24-1211 | 健康福祉課（健康相談、福祉、介護保険など） |
| 渋川市赤城総合支所 | 〒379-1192 赤城町敷島568-1 | 56-2211 | 経済建設課（道路、河川、経済、上下水道など） |
| 渋川市北橋総合支所 | 〒377-8502 北橋町真壁2372-1 | 52-2111 | 生涯学習課（生涯学習、スポーツ、公民館活動など） |

医療・保健施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|--------------|---------|
| 渋川総合病院 | 渋川1338-4 | 22-4111 |
| 国民健康保険赤城南診療所 | 赤城町上三原田82 | 56-2220 |
| 国民健康保険赤城北診療所 | 赤城町津久田2308 | 56-2034 |
| 渋川保健福祉センター | 渋川1760-1 | 25-1321 |
| 伊香保保健福祉センター | 伊香保町伊香保162-1 | 72-5777 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|------------|---------|
| 小野上保健センター | 小野子3047-1 | 59-2621 |
| 子持保健センター | 吹屋376 | 22-7791 |
| 赤城保健センター | 赤城町敷島568-1 | 56-3557 |
| 北橋保健センター | 北橋町真壁2354 | 52-4151 |

社会福祉施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|--------------|---------|
| 渋川老人福祉センター | 渋川3890-1 | 23-1765 |
| 子持老人福祉センター | 吹屋658-20 | 24-6611 |
| 子持福祉会館 | 吹屋658-20 | 24-6611 |
| ユートピア赤城 | 赤城町宮田850-3 | 56-4126 |
| 小野上地域福祉センター | 小野子9-1 | 30-8008 |
| みかげデイサービスセンター | 渋川3912-20 | 25-3030 |
| 赤城デイサービスセンター | 赤城町宮田850-4 | 56-4101 |
| 赤城特別養護老人ホーム清流の郷 | 赤城町敷島44-1 | 56-9201 |
| 北橋デイサービスセンター | 北橋町八崎2349-17 | 52-3653 |
| 障害者福祉センター | 渋川113-8 | 22-2096 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|--------------|---------|
| 心身障害児通園施設ひまわり園 | 渋川3667 | 25-0876 |
| 複合福祉施設まつぼっくり | 渋川4229 | 24-8553 |
| 福祉作業所かえでの園 | 吹屋658-78 | 25-3761 |
| 第一保育所 | 渋川2103-22 | 22-0449 |
| 第二保育所 | 石原580-3 | 23-8833 |
| 第三保育所 | 金井2352 | 22-0014 |
| 第四保育所 | 有馬716 | 23-3759 |
| 第五保育所 | 渋川446-1 | 23-3002 |
| 伊香保保育所 | 伊香保町伊香保335-3 | 72-2215 |

農林施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|---------|---------|
| 小野上農産物直売所 | 村上305-2 | 59-2465 |
| 小野子特産物直売所 | 小野子1980 | 59-2839 |
| 小野上農林漁業体験施設 | 村上396-5 | 59-2885 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-----------|---------|
| メープルヴィレッヂこもち | 中郷2537-12 | 53-2344 |
| 小野上山村広場 | 村上3791先 | - |

商工観光施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--------------|---------|
| 勤労福祉センター | 石原1629-1 | 20-1154 |
| 伊香保温泉ビジターセンター | 伊香保町伊香保541-4 | 72-2855 |
| 伊香保ロープウェイ | 伊香保町伊香保558-1 | 72-2418 |
| 白井宿ふるさと物産館 | 白井2318-1 | 60-6600 |
| 赤城キャンプ場 | 赤城町北赤城山1022 | 56-3515 |
| スカイテルメ渋川 | 半田3129-1 | 20-1126 |
| 伊香保温泉石段の湯 | 伊香保町伊香保36 | 72-4526 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|-------------|---------|
| SUNおのがみ | 村上396-1 | 20-8111 |
| 小野上温泉センター | 村上305-2 | 59-2611 |
| 白井温泉こもちの湯 | 吹屋658-17 | 24-5526 |
| ユートピア赤城 | 赤城町宮田850-3 | 56-4126 |
| 赤城の湯ふれあいの家 | 赤城町敷島165-3 | 56-2125 |
| 北橋温泉ばんどうの湯 | 北橋町下箱田605-5 | 60-1126 |
| たちばなの郷城山 | 北橋町下箱田606-2 | 52-2405 |

公園施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|----------------|---------|
| 渋川スカイランドパーク | 金井2843-3 | 20-1589 |
| 総合公園 | 渋川4272 | 24-0535 |
| 小野池あじさい公園 | 渋川2979 | - |
| 吾妻川公園 | 金井226 | - |
| 坂東橋緑地公園 | 半田2836-1 | 24-6226 |
| 大崎緑地公園 | 渋川3999-1 | - |
| 大日向いこいの公園 | 伊香保町伊香保525-176 | - |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|-------------|---------|
| 小野上温泉公園 | 村上305-2 | - |
| 子持ふれあい公園 | 吹屋658-1 | - |
| 赤城健康公園 | 赤城町宮田850-15 | - |
| 赤城ふれあい公園 | 赤城町敷島44-7 | - |
| 沼尾川親水公園 | 赤城町津久田2431 | 56-3531 |
| 赤城総合運動自然公園 | 赤城町北上野444 | 56-8840 |
| 愛宕山ふるさと公園 | 北橋町小室404-1 | 52-4393 |

小学校

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|--------------|---------|
| 渋川北小学校 | 渋川681-2 | 22-2544 |
| 渋川南小学校 | 渋川2573-1 | 23-0373 |
| 金島小学校 | 金井2310 | 22-2543 |
| 古巻小学校 | 八木原852 | 22-2542 |
| 豊秋小学校 | 石原1001 | 22-2541 |
| 渋川西小学校 | 金井2817 | 24-2876 |
| 伊香保小学校 | 伊香保町伊香保322-1 | 72-2032 |
| 小野上小学校 | 村上3767-1 | 59-2031 |
| 上白井小学校 | 上白井1787 | 53-2532 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|--------------|---------|
| 中郷小学校 | 中郷2626 | 53-3516 |
| 長尾小学校 | 北牧85 | 53-3607 |
| 三原田小学校 | 赤城町上三原田851-1 | 56-2320 |
| 三原田小学校栄分校 | 赤城町栄929 | 56-5928 |
| 刀川小学校 | 赤城町見立299 | 56-2200 |
| 津久田小学校 | 赤城町津久田1905 | 56-2004 |
| 南雲小学校 | 赤城町長井小川田1435 | 56-2911 |
| 橘小学校 | 北橋町真壁524 | 52-3004 |
| 橘北小学校 | 北橋町八崎995 | 23-3001 |

中学校

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|---------------|---------|
| 渋川中学校 | 渋川2555-2 | 22-2548 |
| 渋川北中学校 | 金井1044 | 22-2546 |
| 金島中学校 | 金井2007-1 | 22-2547 |
| 古巻中学校 | 有馬753 | 22-2549 |
| 伊香保中学校 | 伊香保町伊香保544-16 | 72-2132 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|------------|---------|
| 小野上中学校 | 村上3788-1 | 59-2032 |
| 子持中学校 | 中郷2258-3 | 53-3515 |
| 赤城南中学校 | 赤城町滝沢191-1 | 56-2321 |
| 赤城北中学校 | 赤城町津久田2280 | 56-2234 |
| 北橋中学校 | 北橋町真壁46 | 52-2400 |

幼稚園

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|----------|---------|
| 渋川幼稚園 | 渋川1773 | 22-2550 |
| 渋川第二幼稚園 | 渋川969-1 | 23-1877 |
| かに石幼稚園 | 村上3751-1 | 59-2100 |
| 子持北幼稚園 | 中郷447-13 | 53-2138 |
| 子持南幼稚園 | 北牧85 | 53-2137 |

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|--------------|---------|
| 三原田幼稚園 | 赤城町上三原田807 | 56-2501 |
| 刀川幼稚園 | 赤城町見立317 | 56-2650 |
| 津久田幼稚園 | 赤城町津久田194-16 | 56-2429 |
| 南雲幼稚園 | 赤城町長井小川田1506 | 56-2518 |
| 北橋幼稚園 | 北橋町真壁2376-4 | 52-2414 |

生涯学習施設など

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|--------------|---------|
| 中央公民館 | 渋川908-21 | 22-4321 |
| 渋川公民館 | 渋川2403 | 22-0999 |
| 渋川東部公民館 | 渋川908-21 | 22-4321 |
| 渋川西部公民館 | 渋川247-1 | 25-3841 |
| 金島公民館 | 金井1999 | 22-0241 |
| 古巻公民館 | 八木原678 | 22-1892 |
| 豊秋公民館 | 行幸田943 | 22-0312 |
| 伊香保公民館(コミセン) | 伊香保町伊香保163-1 | 72-4790 |
| 小野上公民館(基幹集落センター) | 村上3756-3 | 59-2111 |
| 子持公民館 | 吹屋380-1 | 22-7780 |

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|--------------|---------|
| 赤城公民館 | 赤城町敷島568-1 | 56-2214 |
| 北橋公民館 | 北橋町真壁2354 | 52-2300 |
| 市立図書館 | 渋川1767-1 | 22-0644 |
| 北橋図書館 | 北橋町真壁2354 | 52-2300 |
| 伊香保図書館 | 伊香保町伊香保163-1 | 72-4790 |
| 渋川市美術館 | 渋川1907 | 25-3215 |
| 北橋歴史資料館 | 北橋町真壁246-1 | 52-4094 |
| 赤城歴史資料館 | 赤城町勝保沢110 | 56-8967 |
| 徳富蘆花記念文学館 | 伊香保町伊香保614-8 | 72-2237 |
| 伊香保世代間交流館 | 伊香保町伊香保353-1 | 72-2182 |

社会体育施設

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|--------------|---------|
| 武道館 | 中村830-6 | 24-7878 |
| 市民体育館 | 渋川2566 | - |
| 有馬野球場 | 有馬167 | 24-2965 |
| 市民プール | 半田2900 | 23-2008 |
| 伊香保屋外運動場 | 伊香保町伊香保528-4 | - |
| 伊香保体育館 | 伊香保町伊香保552-2 | 72-4285 |
| 小野上運動公園 | 小野子1822先 | - |

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|------------|---------|
| 子持総合運動場 | 中郷2537 | 53-3319 |
| 子持社会体育館 | 吹屋658-10 | 24-8148 |
| 赤城第2総合グラウンド | 赤城町津久田1707 | - |
| 敷島緑地公園マレットゴルフ場 | 赤城町敷島48-2 | 56-3451 |
| 北橋総合グラウンド | 北橋町真壁地内 | - |
| 北橋プール | 北橋町真壁43-47 | 52-2068 |

その他の施設

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------|---------|
| 市民会館 | 渋川2795 | 24-2261 |

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|--------|---------|
| 渋川市教育研究所 | 金井1992 | 30-3008 |

合併後の住所

住所変更手続き

窓口の案内

届出と証明

税金

公金の納付

保険と年金

保育と教育

健康と福祉

暮らし

公共施設ガイド

渋川市合併ガイドブック

平成18年1月10日発行

渋川地区市町村合併協議会 電話22 - 2122

渋川市石原80（渋川市役所内）